

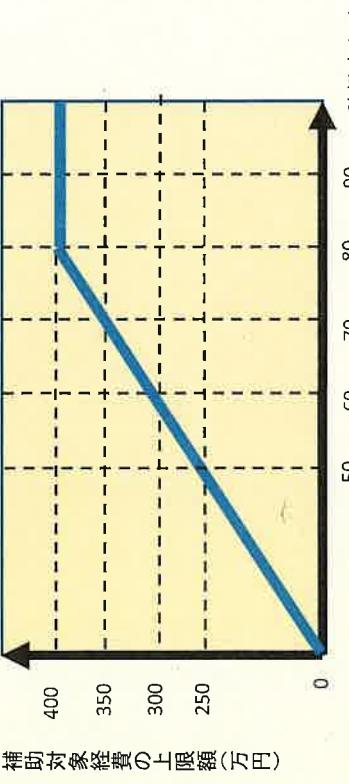
特定地域づくり事業協同組合に対する財政支援（案）の概要

【国庫補助】

- 名称「特定地域づくり事業推進交付金」(予算計上:内閣府、執行:総務省)
- 組合運営費の1／2の範囲内で公費支援(国1／2、市町村1／2)
- 対象経費は、①派遣職員人件費、②事務局運営費
 - ・対象経費の上限額 派遣職員人件費 400万円／年・人、事務局運営費 600万円／年
- 令和2年度予算 5億円
- 制度の健全な運用を確保するための仕組み

- ① 様数の事業者への職員派遣
 - ・派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内
- ② 労働需要に応じた職員の確保
 - ・派遣職員の稼働率が8割未満の場合には上限額を稼働率に応じて漸減

<稼働率に応じた派遣職員人件費の補助対象経費の上限額>



【地方財政措置】

- 国庫補助事業に伴う地方負担について特別交付税措置(措置率1／2)
- 組合の設立支援に係る経費について特別交付税措置
 - (対象経費の上限額 300万円、措置率1／2)
- 既存の移住・定住対策に係る特別交付税措置(措置率1／2(財政力補正あり)等)

<1組合当たりの財政支援のイメージ>

派遣職員6名 運営費2,400万円／年



1／2

利用料金収入(1,200万円)

1／2

市町村助成 1,200万円
(1,200万円のうち、国交付金600万円 市町村負担分600万円のうち、特別交付税措置300万円)
市町村負担分600万円)